

給水装置は個人の財産です！



I. “給水装置”って？

みなさまに水をお届けするために、道路等に埋設した水道管を「配水管」といいます。

この配水管から分岐して、ご家庭や事業所等まで引き込まれた「給水管」及びこれに直接接続されている「止水栓」、「量水器」(以下「メーター」という。）、「各水栓(蛇口)」などの給水器具をまとめて「給水装置」といいます。

ビル、マンション等の3階建ての建物など受水槽が設置されている場合は、受水槽の入口(ボールタップ)までが給水装置です。

▶ 水道法第3条第9項（用語の定義）

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

* 直結する給水用具とは

給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外し可能な状態で接続される用具は含まれない。

【出典：水道法逐条解説(公益社団法人日本水道協会)】

II. “給水装置”はお客さまの管理です！

給水装置は、水道の使用を希望する方のご負担で設置していただくもので、メーター以外はすべて個人の所有物であり大切な財産です。(メーターボックスや止水栓等についても含まれます。)

そのため、給水装置の新設・増設・改造・修理・撤去等の工事は、財産の所有者であるお客さま自身の責任で業者に依頼していただくことになります。また、その費用についても全てお客さまのご負担になりますので、日ごろから大切に取扱い定期的な点検を行うなど、水の汚染や漏水が起こらないよう十分な管理をお願いします。

給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者のみが行うことができます。阿南市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

▶ 指定給水装置工事事業者とは

給水装置の工事を請け負う施工業者であり、そのうち、水道事業体に指定されたものです。給水装置の不適正な工事は漏水事故や水質異常の原因となるおそれがあるため、改正水道法により指定の更新制が施行され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

* 阿南市指定給水装置工事事業者一覧（阿南市ホームページ等で確認できます。）

Ⅲ. “給水装置”の修理区分

給水装置はお客さまが維持管理しなければなりません。現在、配水管から敷地内に設置されているメーターまでの自然漏水については、水道部において応急修理*を行っています。

なお、応急修理には以下の条件があります。

- ◆ 水道部が必要と認める修理に限ります。

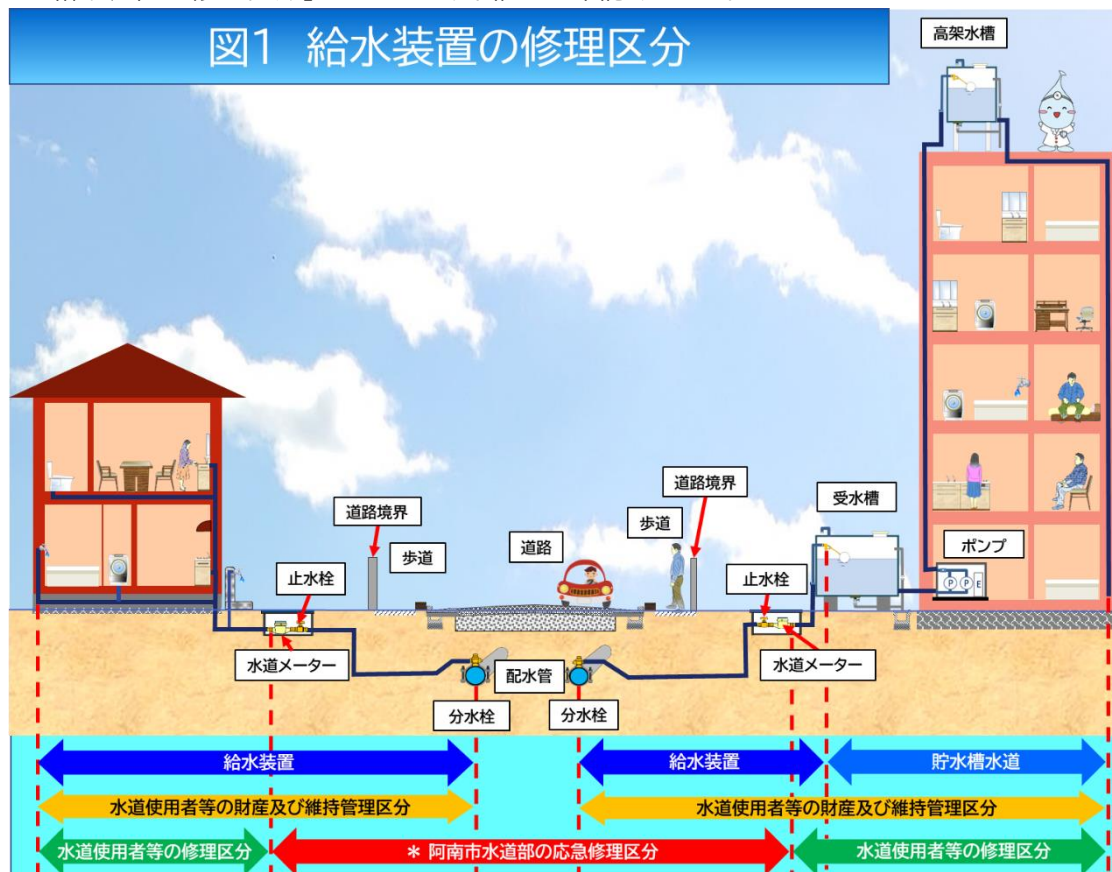
《例》▷漏水が公道等へ影響を与えると認める場合

▷漏水が配水量や水道施設の正常運転に影響を与えると認める場合

- ◆ 土地所有者等の承諾が得られる場合に限ります。
- ◆ 故意または過失でない原因による修理に限ります。
- ◆ 修理の妨げとなる障害物等の取壊しや、コンクリート、化粧タイル及び特殊舗装等の復旧に要する費用は、お客さまにご負担いただく場合があります。
- ◆ メーターボックスの取替費用は、お客さまのご負担となります。

上記の修理について、お客さまが直接水道業者に依頼し修理された場合は、水道部で費用負担しかねますので、ご注意ください。

「給水装置の修理区分」については、下記をご確認ください。



また、晴れた日に公道部分(道路等)の表面が濡れている、ひび割れや陥没した箇所などを発見し、「漏水かも?」と感じられたら、お手数ですが、水道部までご連絡をお願いいたします。水道管からの漏水は、貴重な水資源の浪費(ムダ)となるばかりでなく、道路、宅地内の陥没や交通障害などの二次災害を引き起こす可能性があります。

IV. クロスコネクション(誤接続)は、法律で禁止されています！

◇ クロスコネクションとは

配水管から各家庭や事業所等に水道水を供給するための給水管(給水装置)が、「水道以外の管(井戸水等)」と直接接続されていることを「クロスコネクション(誤接続)」といいます。また、切替バルブ(止水弁)や逆流防止弁を設置し、水道と水道水以外の水を切り替えて使用できるようにされている場合もクロスコネクションに該当します。

◇ クロスコネクションが禁止されている理由

水道の給水管と水道以外の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良、閉め忘れなどにより井戸水等が配水管へ逆流するおそれがあります。この逆流した水が汚染されている場合、周辺のご家庭などでは飲用に適さない(塩素消毒されていない)危険な水を飲んでしまうばかりでなく、水道水の汚染の程度によっては、広範囲に公衆衛生上の被害を引き起こすことになります。さらに、水道水が汚染され、被害が生じた場合の補償は、原因者の全額負担となります。

水道水の安全性を確保するなどの観点から、クロスコネクションは法令で固く禁止されています。(水道法施行令第6条)

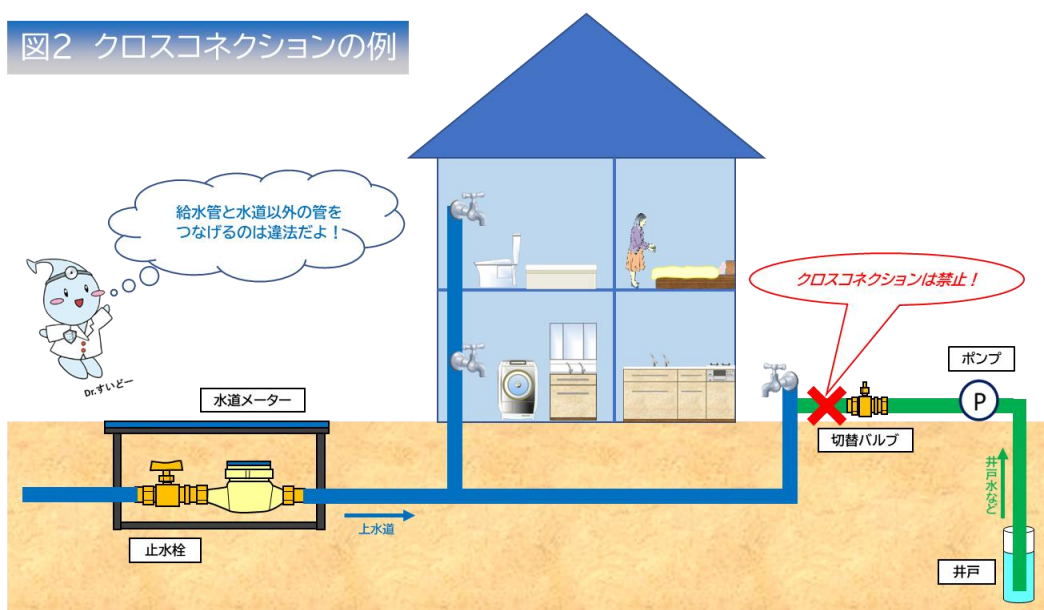
◇ クロスコネクションになっている場合は

クロスコネクションになっている場合は、給水管(給水装置)と水道以外の管を切り離してください。切り離しに要する費用は、お客さまのご負担となります。

クロスコネクションを放置しておくと、井戸水などが配水管に逆流するばかりでなく、反対に大量の水道水が井戸などに流れ込み、後日思いもよらない高額な水道料金が請求されることがあります。この場合、水道料金の減免措置の対象となりませんので、請求金額をお支払いいただくこととなります。

なお、切り離しされたことが確認できるまでの間、法令等に基づき給水を停止することがあります。(水道法第16条など)

図2 クロスコネクションの例



V. 量水器(メーター)の管理

みなさまがご使用されているメーター(阿南市章及びメーター番号が刻印されたメーター)は、水道部から貸し出しているもので、維持管理は阿南市水道事業条例第8条の規定によりお客さまが行うことになっております。

お客さまが故意にメーターをはずしたり、過失によりメーターを破損、紛失したりした場合はお客さまに弁償していただくことになりますので、適切な管理をお願いします。

なお、メーターの管理については、次の点にご注意のうえ、みなさまのご協力をお願いします。

- メーターボックスの中や周りの土砂・草木等は、取り除いてください。
- メーターボックスの上や周りには、障害物や車を置かないようにしてください。
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。
- 愛犬は、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

VI. 量水器(メーター)は定期交換が必要です！

メーターは、計量法施行令第18条の規定により、有効期間が8年と定められております。

水道部では、ご家庭や事業所等でご使用になる水道水の正確な計量(検針)を行うため、法令に基づき有効期限を迎える前にメーターの定期交換を行っています。

対象となるご家庭や事業所等には、水道部が委託しております「阿南市指定上下水道工事店協同組合」より各戸に事前案内をしながら、順次交換をしています。

交換の際は、次の点についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



- 交換作業の際は、お客さまの敷地に入らせていただきます。
- 交換に要する費用は、無料です。(メーターボックスの取替等は、別途費用)
- 交換作業時間は、一般家庭の場合は10分から30分程度です。(特別な場合を除く。)
- 交換作業時の立会いは、必要ありません。
- 交換作業中は、一時的に水を止めさせていただきます。
- 交換後には、稀に空気の混入や濁り水が発生する場合があります。この場合は、しばらく水を流した後、ご使用ください。

VII. 止水栓(バルブ)等の管理

近年、宅地内の給水装置において老朽化に伴う破損・故障などが多く発生し、メーターボックス内等にある止水栓が、故障により水が止まらなくなっていることが多々あります。

止水栓は、宅内等において蛇口の故障や漏水修理を行うために水を止める重要な給水器具です。

万一に備えて一度ご確認のうえ、水が止まらない場合は、早めに対応をお願いします。

また、宅地内の給水管等についても老朽化による漏水事故が目立ってきておりますので、更新や修理等について、ご検討のうえ阿南市指定給水装置工事事業者にご依頼ください。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【引用イラスト:水道PRパッケージ(公益社団法人日本水道協会)】